鳥取県告示第340号

平成10年鳥取県告示第270号 (建築士法第15条第3号に規定する者の認定基準について)の一部を次のように改正し、平成19年4月6日から施行する。

平成19年4月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改 正 前
<u>建築士法第 15 条第 3 号に規定する者の認定基</u> <u>準</u>	
1~5 略	1~5 略
6 <u>防衛省設置法</u> (昭和 29 年法律第 164 号) による	6 防衛庁設置法 (昭和 29 年法律第 164 号) による
防衛大学校において土木工学教室の課程を修めて	防衛大学校において土木工学教室の課程を修めて
卒業した後、建築に関して1年以上の実務の経験を	卒業した後、建築に関して1年以上の実務の経験
有する者	を有する者
7 略	7 略